

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		計量行政推進事業			事業コード	0194
担当課等	所属名	市民部 消費生活センター			担当係名	
	課長名	市民部 消費生活センター	担当者名	市民部 消費生活センター	電話番号	6002

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	安全な暮らし	コード 2	施策	市民生活を守る安全対策の充実	コード 3
	基本事業	消費者の自立支援	コード 3		関連予算 費目名	一般会計 2款 1項12目 計量行政推進事業(001-01)
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度			⇒ (開始年度 昭和40年度～)	
事務事業の概要	計量法に基づき、スーパーマーケット等の計量関係事業者に対して立入検査を実施したり、適正計量の意義について広く市民に啓発したりすることにより消費生活における市民の利益を確保する。					
根拠法令等	計量法					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
昭和40年に盛岡市が計量法に基づき特定市となり、適正計量の確保・推進のため、スーパーマーケット等の計量関係事業者に対し立入検査を実施している。また、市民に対してはイベントなどを通じ適正計量について啓発を行っている。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
適正計量の更なる推進やイベント等を通じて啓発を続けてほしい旨要望あり						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
・計量表示の正確性に市民の関心が高まっている。 ・商品の風袋(包装のためのトレイ・ラップ等)の多様化により、各事業所における計量管理が複雑になってきている。この傾向はますます進行するものと見込まれる。 ・計量法は時代の流れとともに改正され、現在も見直し・検討されている。そのため、常に新しい情報の収集が必要になっている。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	・住民 ・計量関係事業者	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 住民	単位	人
				B. スーパーマーケット等の店舗数	単位	店舗
				C. 計量法に定める修理・証明・販売事業者等の数	単位	事業者
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ・住民への啓発イベント(計量記念行事) ・スーパーマーケット等への量目立入検査 ・メーカー密封商品の試買検査 ・計量法に基づく台帳等の立入検査 ・計量実務担当者研修会の実施 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 22年度計画と同様	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 計量記念行事への住民の参加人数	単位	人
				B. スーパーマーケット等への量目立入検査の回数	単位	回
				C. メーカー密封商品の試買検査の個数	単位	個
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	・適正な計量の推進 ・地域住民の利益の確保	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 量目立入検査の正量率(正量商品個数/検査個数×100) 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	%
				B. 試買検査の正量率(正量商品個数/検査個数×100) 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	%
				C. 計量実務担当者研修の受講者数 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	人
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	消費生活リスクが回避される	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	消費生活相談の解決率(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	住民	人	297592	297267	297267	298148	298148	298148	年度
対象 指標B	スーパーマーケット等の店舗数	店舗	64	64	64	64	64	64	年度
対象 指標C	計量法に定める修理・証明・販売事業者等の数	事業者	70	70	70	70	70	70	年度
活動 指標A	計量記念行事への住民の参加人数	人	300	0	300	312	300	300	年度
活動 指標B	スーパーマーケット等への量目立入検査の回数	回	18	14	22	19	20	20	年度
活動 指標C	メーカー密封商品の試買検査の個数	個	383	286	300	350	350	350	年度
成果 指標A	量目立入検査の正量率(正量商品個数／検査個数×100)	%	99.1	99.9	98	96.9	99.9	99.9	年度
成果 指標B	試買検査の正量率(正量商品個数／検査個数×100)	%	97.3	97.6	97	99.4	99.9	99.9	年度
成果 指標C	計量実務担当者研修の受講者数	人	21	21	25	25	25	25	年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	3,152	3,179	3,027	3,024	3,027	3,027	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	3,152	3,179	3,027	3,024	3,027	3,027	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	3,152	3,179	3,027	3,024	3,027	3,027	*****
	延べ業務時間数	時間							*****
	職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	3,152	3,179	3,027	3,024	3,027	3,027	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:適正計量を推進することで、市民の利益を守ることになる。		
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	㊦「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☐ その他		
理由:			
有効性評価	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	㊦「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☐ その他		
	理由:		
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
㊦「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ その他		理由:	
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☐ 向上余地がある ☒ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:現状の対応が妥当である。		
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容:計量法に基づく検査等の事業が行われず、市民の利益を守ることができない。		
有効性評価	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	
	事業名:計量行政事業		
	※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？ 統廃合・連携検討 ☐ できる ☒ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ		
	理由:計量法に基づき、特定市である盛岡市はその市域を、県はそれ以外の県内地域を対象に実施しているため。		
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:最小限の費用で行っている。		
効率性評価	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:人件費は最小限になっている。		
公平性評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:計量法に基づく取締指導、検査であり、その効果は市民全体に及ぶ。		
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☒ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:		

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 現状のままで良い。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) なし。

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり	 (2)全体総括(振り返り、反省点) 適正計量の意義について広く市民に啓発するとともに、商取引や証明に用いる計量器の適正な計量の実施を確保するため、計量器の定期検査や量目取締、関係事業者立入検査を実施するなど、消費生活における消費者(市民)の利益を確保する必要がある。
	今後の方向性と改革改善案 ☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携  方向付けの理由と改革改善の内容	